

機関誌・情報誌などの 書籍の購読強要

NO!!

購読拒否の基本原則

- あいまいな受け答えはせず、明確に拒否する。
- 誘いに乗って、議論や論争をしない。
- 脅しに屈せず、電話は短時間で切る。

一方的に送りつけられた場合の対応

売買契約に基づかないで送付された商品 (特定商取引に関する法律 第59条)

保管する場合

送られてきた情報誌等は日時と部数等を記録し、担当者を決めて保管・管理する。
(間違っても破棄などしないように注意する)



1 14日間保管し、その間に送付者が 引き取らない場合

送付者の返還請求権がなくなり自由に処分することができる (ただし、そのまま放置しておくとして送付されたり「なぜ送り返さない」などいいがかりをつけられるので、明確な購読拒否と引き取り要求がよい)。

2 購読拒否の明確な意思表示をした 場合

引き取ってもらいたいという意思表示を通知した場合は、7日間で送付者の返還請求権がなくなり処分できる。



文書による購読拒否の場合は要件のみを簡潔に書き、内容証明郵便や書留等で通知する。



〈保管する場合の文例〉

私どもは情報誌「〇〇〇〇」を注文した事実もなく、購読する意思もありませんので、送付された情報誌を引き取ってください。引き取りのない場合は、本通知書発送後7日経過後に廃棄処分いたします。また、今後も購読する意思のないことを申し伝えます。

返送する場合



1 開封前に返送する場合

開封せずに「受取拒否」を明記し、返送する。

事前に送付の予告の電話があった場合は、郵便物や宅配便の受取担当者に連絡しておき、受取拒否の処理をする。



2 開封後に返送する場合

購読拒否の意思表示を明確にした上で、自費で返送する。



〈返送する場合の文例〉

私どもは情報誌「〇〇〇〇」を注文した事実もなく、購読する意思もありませんので、送付された情報誌を返送します。また、今後も購読する意思がないので送付しないでください。